

ワーキンググループ第20回会合における構成員からの主なご意見

2024年5月22日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会
ワーキンググループ事務局

「偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方」 に関する主な論点（案）についてのご意見

論点 1 (対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲) に関するご意見①

【全体について】

- 第 1 段階として、偽情報と誤情報を区別する意義がどれだけあるのか。端的に意図を問わずに誤った情報として定義するが第 1 段階で、そこから何に対応するかが第 2 段階で良いのではないかと。【山本(健)構成員】
- 偽・誤情報の範囲には形式上該当するが例外として括り出す必要があるものがある。パロディ・風刺に加えて、報道の自由の観点から、報道機関による誤報がある。誤報は起きうることで、例外として括り出すのが良いのではないかと。【水谷構成員】
- 水谷構成員からメディア等の情報について言及があったが、偽・誤情報の範囲として除外するの一つあるし、欧州では、DSAと同時にメディア自由法で、信頼できる情報源をコンテンツモデレーションからの保護の対象にするという 2 段階の法制度となっている。具体的なセーフガードの措置とセットで考える価値がある。【生貝構成員】
- 特に選挙の場面において、情報影響操作をどう考えるかは避けて通れない。必ずしも偽とも誤とも限らないものをどうスコープに含めるか、念頭に置くべき。【生貝構成員】
- 外国のルールを見るときの見方だが、直接削除を義務づけるルールやアプローチはDSAでもない中で、偽・誤情報については概ねこういうものだという定義がなされている。手法との関係で定義づけを見ていくことが大事。【石井構成員】
- 山本(健)構成員らご指摘の通り、偽情報と誤情報を分ける実益はないと思っている。社会的な影響・重大性に軸足を置く方が望ましい。理由としては、外形的に意図の有無の評価をするのは、偽・誤情報が大量に流通する中でPFが個別に評価するのは難しいし、コンテンツモデレーションにあたって偽なのか誤なのかは関係しない。どういった影響があるかの観点から議論するのが望ましい。偽・誤情報そのものについて定義づけるのは意義がある。【石井構成員】
- 実際何らかの制度等に整備するときに「こういう類型に対してはこういう対応を求める」と書いていくと思うが、類型毎に情報と手段を一対一で整理するべき。全般的に共通して議論すると、表現の自由との関係でセンシティブな議論において雑になりかねないので、定義の類型を分けるのを明示的に行った方が良いのではないかと。その上で、違法・権利侵害情報があり、それが一番厳しい類型であるのは違和感ない。【落合構成員】
- 水谷先生から公職者の名誉毀損についてご発言のあったところですが、論点 1 のところで、プライバシー侵害、肖像権侵害を含む人格権侵害も「偽・誤情報」の文脈においてカバーされるのかどうか（どこまでカバーできるのか）を整理した方が良さそうです。偽でもない誤でもない権利侵害情報の扱いです。なりすましは偽情報に含まれそうですが、純粋な個人情報やプライバシー情報の暴露で、精神面に被害をもたらすようなものは、偽誤情報の文脈からは外れるだろうと思われます。日本の従前の議論では権利侵害情報にはプライバシーや名誉毀損が入っていますので、ここでの権利侵害概念は違った文脈で論じられているように思いました。【石井構成員 ※会合後の追加意見】

論点 1 (対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲) に関するご意見②

【違法性・社会的影響の重大性について】

- プラットフォーム事業者がポリシーを作っているが、ヒアリング結果を見るに、意図性よりは社会的影響の重大性、誤りの明白性が重視されている印象。議論の範囲としてはその2点が重要。【水谷構成員】
- 違法性・社会的影響の重大性について、違法性だけを着目しすぎてしまうと、特定の人に対する攻撃ではない流言飛語は、社会的影響でカバーされているのかもしれないが、震災やコロナとの関係では十分に対応できない可能性がある。違法・権利侵害だけに寄りすぎないようにすることが重要。【落合構成員】
- 社会的影響の重大性に「詐欺被害」が入っているが、詐欺については働きかけをしている時点で詐欺未遂の実行行為があり、違法性がある例なのではないか。【落合構成員】
- 中心となるべき考え方は、有害性ではないか。偽である、誤っていることだけで表現の自由の外に置けるのかというと難しい。偽・誤情報対策では有害なものをイメージしているはずで、ワクチン・災害・詐欺広告など。有害性を基本に考えるべきだが、有害性だけだと広くなってしまう恐れがあり、社会的影響を取り込むと有害性は際限ないものになってしまう。「生命・身体・財産に対する明白な危険」として縛りをかけ、その限度で踏み込んだ対応をすることで、現場で困らないようにするためにも、表現の自由との関係を両立できるのではないか。例外的に、収益目的の情報への非収益化など、個別の細かい対応策があるとしても、中心は「生命・身体・財産への悪影響」でいいのではないか。【森構成員】
- 我々には情プラ法があるので、権利侵害についてはそちらでカバーされているのではないか。【森構成員】
- 生命身体に影響を与える情報がプライオリティ高いのはその通り。他方で、それ以外について論点としてどのようにスコープに入れるかといったときに、グラデーションをつけて対象の種類を考えるプロセスはある程度必要。情報の種類、選挙や災害等の緊急度合いに応じてくるし、それ以外は一段緩やかな措置を考える価値もあるかもしれないが、そういった整理があるのではないか。【生貝構成員】

論点 1 (対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲) に関するご意見③

【違法性・社会的影響の重大性について (続き)】

- 対応すべき偽・誤情報とは何かについて色々のご意見をいただいた。共通しているのは、偽・誤情報と漠然に定義して迅速な対応を求めることは、表現の自由との関係で問題があるのではないか、有害性・社会的影響の重大性に鑑みて対応すべきものを絞り込むことが重要ということ。どれくらいプラットフォーム事業者の裁量を認めるかがポイントになっており、裁量が狭くて対応すべきものと、裁量の広くて対応に幅があるものに分けられ、裁量にもグラデーションがあると思う。情プラ法も出たが、権利侵害情報については影響が重大・深刻で、プラットフォーム事業者の裁量は狭くなっている。それに近いものをどう考えるのかという点で、森構成員から「生命・身体・財産に対する明白な危険」という話があったが、対応が特に必要となると理解した。【山本(龍)主査】
- 安全保障や民主主義への影響があるものを取り込むべきかどうか。【山本(龍)主査】
- いずれにせよ重要なのは比例性だと思っており、「雀を撃つのに大砲を使うな」というドイツ法の格言もあるが、重大性に応じた措置をグラデーションで考えていく比例性が重要であることは共通していたと思う。重大なものをどう切り分けるかについては論点。【山本(龍)主査】
- 森構成員が言うような、個人の財産・生命に関わることは中核だが、選挙に関わる部分について、偽・誤情報がきっかけでフィジカル空間における妨害・暴力行為に繋がることも検討しておく必要。比例性の通り、対応のレベルにグラデーションは設けるべきだが、一般的な射程としては民主主義の影響も考慮する必要があると思う。【水谷構成員】
- 生命・身体・財産が中心であり、グラデーションで強い規制を要請する対象であるというのは理解。知る権利・意思形成過程の保護が一番緩やかにあり、その過程で偽・誤情報への対応が検討される。民主主義・選挙・安全保障といったトピック毎に重要なものについては、もう少し対策の幅が広がるという印象がある。【山本(健)構成員】
- 選挙については注意事項が2つほどある。対策しすぎることが情報影響操作や世論形成になりかねないため、どういう対策のルールにするかを明確にする必要。もう1点は、選挙期間に対応するものなのか、全体的に対応すべきなのかという論点もある。影響操作が徐々に来るものだとすると、選挙期間だけに対応しても意味がないため、段階的なのか、どういう対策をするかも論点。【山本(健)構成員】
- グラデーションを整理する必要があることは明らかになってきている。政治的な意見表明は表現の自由の中でも核心的であるが、選挙の公正性の確保という重要な公益もあるので、どうバランスを取るかは重要なポイント。【山本(龍)主査】

論点 1（対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲）に関するご意見④

【検証可能性・容易性について】

- 検証可能性に関しては、判定できるかどうかと、判定が定義上厳しいが対応しないといけない真偽不明系の情報がある。特に陰謀論の多くは後者の性質を持つ。論点 2 の対応とリンクしてきて、明白な誤った情報は削除もあるが、真偽不明の情報を削除の対象にするには表現の自由の関係で問題なので、ラベルなどでの対応という印象。【山本(健)構成員】

【誤解を招く（ミスリーディングな）情報について】

- 誤解を招く情報については、社会的影響の重大性との関係で対応範囲が決まってくる印象。公職選挙法では虚偽事項公表罪として、事実をゆがめるといふ条文が入っており、ミスリーディング的なものも対象になる印象。選挙という重大な場面についてはミスリーディングな情報も対応可能と解釈できるならば、重大なものについては対策も考えられるのではないか。【山本(健)構成員】
- ミスリーディングな情報については評価が分かれるので、必ずしも広く含めすぎないようにすることが合理的。【落合構成員】

【「名義」に誤りが含まれる情報について】

- 昨今の投資被害を見るに、詐欺行為にかかる場合も多いので、名義誤りについては重視して考えていくべき。【落合構成員】

【ターゲティング・レコメンデーションとの関係について】

- もう一つ検討すべきは、対象者の特性・閲覧者の特性によって出し分けるパターン。（親会で）My Data Japanからご説明があった通りで、有害性はそのままでなくとも、若い人や刺さりやすい人に限ってレコメンド・ターゲティングするようなものについては対応する必要があると思う。表現の自由と有害性の緊張関係の説明にあたっては、ここそこが新しい問題で、思想の自由市場の失敗の中心にある新しい問題と思っている。そうではない新しい類型の脅威により、ケンブリッジアナリティカも起きているわけで、失敗の真ん中の問題。非収益化のような表現自由に影響の低いパターンとは別に、介入について考える必要。【森構成員】

論点 2（偽・誤情報の流通・拡散を抑止するための「コンテンツモデレーション」の類型）に関するご意見

【収益化停止について】

- 収益化停止はアテンション・エコノミーとの関係では重要な手段だが、悪意ある攻撃者を収益化停止だけでは行動をやめさせられない場合もある。収益化停止はアテンション・エコノミー対策の面ではバランスが取れているが、収益化停止だけでは止められない行為について、論点 4 との関係でも検討が必要。【落合構成員】
- （収益化停止について）論点 2 では抑止効果として「中」となっている。可視性という点で影響がないというのはその通りだが、収益を止められてしまう圧力は、表現行為に対する萎縮効果としてはあると思う。萎縮効果を良い形で狙えるので一概にだめとは言えないが、収益化停止も表現活動の可視性に影響するという点は考慮する必要。【水谷構成員】
- 水谷構成員がおっしゃった、非収益化のような可視性に影響しないものは、インプ稼ぎについては有効な手段となるし、萎縮効果もあるかもしれないが、表現の自由との対立が大きくないとは言える。生命・身体・財産に対して脅威をもたらす情報は、収益と関係なく強い意思によってなされうるので、表現の自由と真正面に対立するような送信停止や非表示を要請することについて、表現の自由と有害性の対立は険しい。可視性に影響しないのであれば対象範囲は広い。【森構成員】

【その他の類型について】

- 表示順位の低下をどう捉えるか。アルゴリズムに基づいた介入だが、⑤（情報の削除）⑥（サービス提供の停止・終了、アカウント停止・削除）に比べると直接的ではないが可視性という点での影響は大きいため、表現の自由の関係でどうなるかは整理が必要。【落合構成員】
- 警告表示は一番ライトなので頻繁に起こったとしてもあり得る。【落合構成員】

論点3（偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実施の促進方策（総論））に関するご意見

【全体について】

- DSA第14条（利用規約）第4項に、コンテンツモデレーションの実施に際して基本権への配慮が必要という規律がある。日本法では見ない書きぶりだが、実際に実施していただく上では大事なことであり、どのように規範として落とし込んでいくのかを考える上では参考になる。【生貝構成員】

【（2）対応の迅速化を通じた実施の促進について】

- 理由通知に加えて、不服申立てのようなものも「体制」の中には入っていることを明確にしておいた方が良い。「申請窓口」と広くは言えると思うが、不服申立てや苦情処理は、金融法制では体制整備と別で書かれることも多い。【落合構成員】

論点4（いわゆる「インプレッション稼ぎ」への対応）に関するご意見

- インブ稼ぎについて、これだけ個別の問題事例が挙げられている。効果として収益化停止は見えているものだと思うが、論点の立て方として個別のものが入っている印象。【石井構成員】
- インブ稼ぎもそうだが、（偽・誤情報の流通・拡散については）様々な手法が出てくるだろうと思う。偽・誤情報のパターン・類型を分析することも重要だが、パターンと手法をきれいには整理できないであろうし、動きも出てくる。マッピングのようなものを意識するのではなく、硬直的にならないような類型性を考える必要。色々な手法・パターンが出てくる中で、それらをカバーできるような類型性を考えることが重要。【石井構成員】

論点5（偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実施の契機）に関するご意見

【行政機関からのコンテンツモデレーションの申出・要請について】

- 現行法（薬機法）でも、広告については政府機関から送信防止措置の実施を要請できるという規定が既に存在しているわけで、その後どのように動くのか、透明性についてどのように確保されているのかは調査が必要。【山本(龍)主査】
- DSAでは、違法コンテンツについて削除を直接義務づける規定はないとのことだった。司法や行政からの要請があるときに、権利侵害と違法情報の違いは、権利侵害情報は実際に被害者がいるので濫用の危険はないが、違法の場合は裁判所により違法性の判断がなされる前の段階であるので、行政が違法性を恣意的に解釈して要請する可能性がある。違法性を広く読み込んで削除を要請することで濫用される問題が、権利侵害情報との違い。ここをどうガバナンスするかが重要だと思う。行政機関による申出をどう評価するかとともに、その際の透明性確保をして、検閲として使われないようにすることが重要。【山本(龍)主査】
- 権利侵害の場合と行政法規への抵触の場合で分けるのもそうだが、権利侵害についても、公職者等に対する権利侵害の場合は公益性が重要になる。そこで恣意的な濫用を防ぐために、行政機関からの申請については、ここで挙げられている4点の透明性を、総務省以外の省庁も取っていただくことを前提に考える必要。特に、行政機関における申請について、論点5には「事後救済手段含む」と書いているが、通常、コンテンツモデレーションにおいてオーバーブロッキングが生じた場合は、ユーザーはプラットフォームに異議申し立てをするが、行政機関から要請の場合、プラットフォームへの異議申し立てではなく行政側に異議申し立てできる仕組みの確保が重要だと思う。それも含めた透明性プロセスを確保することが重要。【水谷構成員】
- （行政機関からのコンテンツモデレーションの申出・要請の）法的効果について。罰則ではなく、まずは一定期間内にどう対応したかを情報伝送PFから報告してもらうことが法的効果だと思う。透明性のための措置はやってもらうべきだし、事後検証を表現の自由の観点からオープンな場でしてもらう必要。【森構成員】

論点 6（コンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保）に関するご意見

【基準・手続の事前策定・公表について】

- 人の関与の程度が重大な論点になるのではないかと。たくさんの件数の情報の全てを人が見ることは出来ない現実があり、即時に色々な対応をするという意味で、機械的な対応だからこそ出来る側面もある。他方、センシティブなもの・際どいものについてきめ細かい判断を追及すると人が有益になってくるので、一長一短があるため組み合わせをしていくべき。【落合構成員】

【発信者への理由通知について】

- 理由の通知をどの程度求めるかが、コンテンツモデレーションにおいてセンシティブな論点。プラットフォーム事業者の表明や各種論文を見るに、理由の通知により逆に悪用される恐れもあるところ。全く連絡が来ないのは論外だが、一方で単に詳しく通知させるのが一番良いわけではないので、理由通知についてどのくらいのものかいいのかを掘り下げていくことが重要ではないか。【落合構成員】

【リスク軽減に向けた措置についての透明性について】

- コンテンツモデレーションをどのように実施しているかの基準や事後的な透明性に加えて、どういう対策をしてどういう効果が出たかの透明性がより重要。ただ、何を公表してもらうべきか見えづらく、「これについて透明性を」とするのは難しい。事業者に対して効果検証に有益そうな情報を求めることとして、決め打ちしない形で求める立て付けも必要。【山本(健)構成員】
- 山本(健)構成員ご指摘の、どういう対応をしたのかについての評価の透明性は、個別の対応の透明性よりも、どんなリスクを念頭に置いてアーキテクチャの設計含め、どういうリスク低減のための措置をしているかの透明性を考えるべき。DSAのシステミックリスク条項のような取組は、透明性の確保と深く関わるところで、そういったところからも条文を見る価値がある。【生貝構成員】

論点 7（偽・誤情報の発信を抑止するための方策）に関するご意見

【アカウント登録時の本人確認の厳格化について】

- アカウント登録時の本人確認の厳格化だが、登録時というのが気になった。最初は確認して適当に譲渡できるようになっていないか、登録時の確認だけで悪用されないことが担保されているのかどうかは検討が必要。【落合構成員】

論点 8 （偽・誤情報への対応策の実施を求める情報伝送PFの範囲）に関するご意見

- 報道を除外するというよりは、思想の自由市場の失敗から対応の必要性が高まっているのだから、失敗しているところで対応すべき。報道で失敗しているのではなく、情報伝送PFに介入すべき。更に言えば、影響力の大きい大規模な情報伝送PFと限定を付けるのが良いのではないかと。【森構成員】

**「情報伝送PFのサービスが情報流通の健全性に与える影響の
軽減に向けた方策の在り方」に関する主な論点（案）についてのご意見**

論点 1（情報伝送PFがもたらす社会的影響の軽減に向けた方策（総論））に関するご意見①

【問題となる社会的影響について】

- 具体的にどのような影響が問題になり得るかということで、民主主義や個人の意思決定への影響というものがあつた。EUのDSAについては、基本的憲章に掲げられるような権利への影響もあつたと記憶しているが、どのような影響を検討していくかが一つの論点。【山本(龍)主査】
- 日本において、プライバシーインパクトアセスメントや情報漏洩のような形式的なリスク評価はこれまでされてきたが、実体的な価値に対する影響評価も求められるので、一定の難しさがある。第三者評価やリスク軽減に結びつけるための実効的な仕組みが必要。【山本(龍)主査】
- 基本的人権への影響評価もやっていただきたい。現状生じている基本的人権の問題に対してどういうアプローチをすると効果が出るかと、対策をすることによって逆に基本的人権に影響がどれくらい出るかという二側面があると思っており、両側面の影響評価を明確にした方が良い。【山本(健)構成員】
- デジタル立憲主義とも関わるが、プラットフォームが重大な影響力を持つ中で、プラットフォームにどう人権感覚を持ってもらうか、人権を踏まえながら事業を行っていただくかについても重要。どうやって今後精緻に議論していくかが重要な論点になる。【山本(龍)主査】

【全体の枠組みについて】

- 仕組みを伺うに、取引透明化法をイメージしてしまうが、上手くいっていないと随所で言われており、例えば京都大学の和久井先生は、実効性の観点から疑問があり、禁止行為がないのが問題だという話が出ている。個人的には、取引透明化法やスマートフォン競争促進法の関係を考えると、取引透明化法がモール、スマートフォン競争促進法がアプリストアという、近接するジャンルだが同じ立法目的でプラットフォームによる参加事業者への搾取を防ぎ、公正な競争環境を守るための法制度が存在。単に自己評価やヒアリングではなく、一定の行為を禁止する・措置を行う形で進めていくのがスマートフォン競争促進法となっている。取引透明化法であり上手いかなかったからスマートフォン競争促進法となっているのかと感じるところ。自己評価をしてもらってヒアリングをして措置するのは実効性を持たせる方法としてあると思うが、それよりも直接的にPFにはこういう問題があるのだからこう言うことはしないでくださいと踏み込んでいけるような、取引透明化法とスマートフォン競争促進法の関係はよく見る必要。影響軽減の仕組みよりも、直接介入できるような方法を考える方が優先順位として高いのではないか。【森構成員】
- リスクの事前予測か、事後評価についてだが、事前のリスク予測の方で考えた方が良いのではと思っており、DSAもそう。森構成員指摘のDPF取引透明化法は事後的評価になってくるが、民主主義への影響は、将来どのような技術が出てきてどのような影響をもたらしまうか現時点で分からないため、事前に予測してシステミックリスクを把握することは重要なのではないか。【水谷構成員】

論点 1（情報伝送PFがもたらす社会的影響の軽減に向けた方策（総論））に関するご意見②

【全体の枠組みについて（続き）】

- **目的の立て方をどうするか、どう目標を設定するかは重要**。その際に、プラットフォームの形態にも多様性があるので、画一的な対応をすべきプラットフォームとそうでないプラットフォームの両論がある。大きい目的としては一つの構成として定めていく必要はあると思うが、情報の内容や参加者を考慮して、各プラットフォームそれぞれにとって効率的な対策が何なのかを考えられるように、目標を設定していただくプロセスが、事後評価と合わせて大事になってくる。大枠の目標は各事業者に共通のものがあるとして、それに対して目標の立て方を自身でも行っていていただき、レビューしていただくことも重要になるのでは。【落合構成員】
- 事後評価とともに、計画をどう立てるか。毎年の情報流通の状況も同じではないと思っている。投資詐欺も今年は重要だし、医療健康情報やコロナは2021年なら重要だったが今は重要性が下がってきている側面。一律に目標を立てたら終わりではなく、何回も見直して工夫してもらう、アジャイルガバナンス的な制度の実装が重要。【落合構成員】
- 規模感が同じプラットフォームでも業態が異なるというのは親会でも明らかになった通りであり、プラットフォームの多様性は考慮に入れる必要があると思った。【山本(龍)主査】
- 気になるのは、他の制度であれば、自己評価の対象となる中身がある程度はつきりしている。取引透明化法だと店舗の情報をプラットフォームが直販で利用するか、検索の表示順位がお金で変わるかに着目している。また情プラ法のような権利侵害情報で考えるのならば具体的にイメージは付くが、偽・誤情報対策についてプラットフォームに任せるのは、プラットフォームにかなり裁量を持たせないといけない印象。自己評価はできるかもしれないが、第三者からの客観的な評価は難しいのではないか。情プラ法でもまだ決まっていないデジタルデータの収集にフォーカスするならいけるかもしれないが。【森構成員】
- 私見だが、個人に対する権利侵害情報については、情プラ法で透明化規律・迅速化規律を設けて一定の方向性を示しているが、集団や社会に対する有害情報、偽・誤情報をどうするかは、本日議論になったとおり、その中でも生命・身体・財産に関する情報、民主主義や選挙に影響を及ぼす情報についてはある程度の対応が求められると思う。他方で、そういうものに直接関わらないが有害と思われるものについてどう考えるかというときに、プラットフォームごとの自主性・裁量を認めなければならない領域があり、表現の自由との関係でも、システミックリスクの評価のような形で自立性を認めながら取り組んでいただく必要性がある。【山本(龍)主査】
- EUとは文化的・政治的な様々な諸条件が違いため、違いを踏まえつつどうやって日本で影響評価の仕組み作りを出来るかが問題。【山本(龍)主査】

論点 2（影響の軽減に向けた対応の実効性の担保の在り方①）に関するご意見

【（１）自己評価等の結果の公表について】

- EUの行動規範もそうだが、公表されるような内容がある程度統一されていることが重要とされており、研究者からの研究・レビューをする際に、各社が独自の情報を公表していても意味ない。ある程度統一されていて、プラスアルファで各社の自主的な取組の透明性という立て付けが必要ではないかという議論がある。【山本(健)構成員】

【（２）第三者による実施指針の策定について】

- 実施指針の策定が重要。自己評価をするにあたって、実施指針が統一的・安定的なものが策定されていないとプラットフォーム事業者も困るので、実施指針の策定にマルチステークホルダーがどう絡んでくるかがポイントになる。【水谷構成員】
- 実施指針が重要であるという水谷構成員のご指摘はその通りだが、策定の際にマルチステークホルダーを取るかは別として、事業者のサービスや技術を念頭に置かなければならない。カナダで政治広告のライブラリを法律で義務づけようとしたときに、事業者側が技術上対応できないとなった。こちら側の要求に対応できるシステムなのか、何が対応できて何が対応できないのか、統一する必要があるため、事業者との協力関係を意識せざるを得ない。【山本(健)構成員】
- （山本(健)構成員の）技術的に対応できない部分が事業者によってあるという点はその通り。サービス設計がそれぞれ違うので、テキストベースのソーシャルメディアと動画ベースのソーシャルメディアでコンテンツモデレーションの仕組みも違う。官民のマルチステークホルダーで情報を出してもらい、統一的な指針を作る必要がある。【水谷構成員】

論点 3（影響の軽減に向けた対応の実効性の担保の在り方②）に関するご意見

- 民間の識者だけでやっていくのか、官も入れていくのか。指針策定の部分においても、官民両方を含むことが安定性・継続性につながる点で重要と指摘されており、表現の自由との関係で官だけで進めることは厳しいが、官民が絡んでくることが望ましい。【水谷構成員】
- 指針策定プロセスにマルチステークホルダープロセスが必要なのは言うまでもないが、事業者毎にサービス内容も起こりうるリスクも異なるときに、一定程度抽象的な規範にならざるを得ない。そういったときに指針は下位規範的な性質を持つ中で、デュープロセス、法の枠組みにおける政府の関与も透明にした形で考える必要もあると感じた。【生貝構成員】

論点 4（影響の軽減に向けた対応の実効性の担保の在り方③）に関するご意見

【第三者による検証・評価の結果を情報伝送PFのサービスに反映する手段について】

- 論点となるのは、影響評価をした後の実効性をどう担保するか。森構成員ご指摘の通り、影響評価をしていただいて不十分だとなったときに、軽減措置を取れていないことについてどこまで官がエンフォースメントしていくか。表現の自由との関係で、強い権限を官に与えすぎると、間接的に表現の自由に対するリスクになってしまうので、慎重さは必要だが、エンフォースメントとして軽減措置に対する実効性を担保することは重要。担保手段として、③第三者が定めた影響評価軽減策の実施を射程に入れて考える必要があるかと思った。【水谷構成員】
- 実効性担保の在り方について、サンクションの行い方を掘り下げたり、どの行為に対してどのような制裁金とするか。DSAでも6%の制裁金がかかっている項目もあったが、DSA等を中心に、どういう行いに対してどのような制裁が予定されているか、それについてどのようなプロセスを踏むかが重要。いきなり直接介入するわけではないと思うが、暫定措置違反の場合に更に措置する場合もあったはず。どうやって各国で制裁面・執行面で整理しているかを見ていくと、各国における表現の自由とのバランスについての議論も深められるのではないか。最終的には一定程度強い制裁を行いうるという状況でないと動いていただけないのがこの分野であって、スマートフォン競争促進法はその点でよくできている。偽・誤情報のテーマは経済的問題ではなく表現の自由の萎縮・言論統制の問題もあるので、同様程度にとは言えないかもしれないが、しっかり検討すべき。【落合構成員】
- 目的・エンフォースメントと書いている中で、手段面を具体的に書き下すことも今後重要になってくるのだろう。DSAは、例示ではあるがオンラインインターフェイスを含むサービスの設計やアルゴリズムのテストについて書かれている中で、そういった対応を求めるわけではあるが、特定の視点を押しつけるわけではなく、具体的に削除すべきコンテンツを決めることとは距離を取ることが担保されるようなリスク軽減手段として、見いだしていく必要。【生貝構成員】
- エンフォースメントについては義務付けるのはあるが、エンフォースメントにおけるマルチステークホルダー性も、策定プロセスとあわせて重要になってくる。データ提供や独立した第三者による評価も含めて、手段を複数用意する必要がある。DSAだと、基本的に全ての条項について、利用者の民事救済が認められている。リスクにより損害を受ける可能性がある中で対策が不十分だった際に集団訴訟を含むプロセスが用意されている中で、私人による救済手段、それに対する司法の関与の在り方についても論点に入れて良いのでは。【生貝構成員】